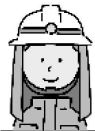


住宅用火災警報器の寿命は、設置後約10年が目安です!



住宅用火災警報器は、火災をいち早く察知するためにとても有用ですが、故障や電池切れにより、いざというとき正常に作動しない場合もあります。
万一の火災に備え、住宅用火災警報器を定期的に点検しましょう。

住宅用火災警報器の寿命は、約10年が目安とされています。
本体に記載されている製造年等を確認し、寿命が経過したものは交換しましょう。



高所に設置している住宅用火災警報器を点検・交換する場合は、ケガをしないよう十分注意しましょう。不安な場合は、無理せず周囲の人に依頼することも検討しましょう。

住宅用火災警報器の点検方法は、取扱説明書やメーカーのホームページ等で確認しましょう。

●問い合わせ **防災対策課** ☎22-2235 FAX22-2248
徳島中央広域連合消防本部消防課 ☎26-1191 FAX24-9918

いつもの食品でできる

家庭内備蓄のポイント

災害発生時、コンビニやスーパーなどには人が殺到し、すぐに商品が無くなります。物流が機能しない状態では支援物資もすぐに届きません。
家庭での備蓄は「最低3日分」と言われていますが、非常に広い地域に甚大な被害が及ぶ可能性のある南海トラフ巨大地震では、「1週間以上」の備蓄が必要です。

ふだん使いでカンタン備蓄のコツは『ローリングストック』。

- ✓ 普段の食材を多めに買って、備える
- ✓ 期限が切れる前に古いものから食べる
- ✓ 食べた分を買って、補充する



食品は常温保存できるカップ麺や缶詰、お菓子など。飲料水は「大人1人につき1日3リットル」を目安に用意してください。

災害への備えを「特別なこと」として取り組むのではなく、生活の中であたり前のこととして取り組むことが大切です。賞味期限切れで廃棄してしまう食品ロスを防ぐことにもなります。

ローリングストックは、食料だけでなく、日常使いできる生活用品にも応用することができます。日常的に使用するカセットガスボンベ・乾電池・使い捨てカイロなどは、常に一定量、家庭に置いておくと、災害時にも役立ちます。

●問い合わせ **防災対策課** ☎22-2235 FAX22-2248

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険(65歳以上) 被保険者の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、**保険料(税)が減免となります。**

【保険料(税)の減免の対象となる方】

○新型コロナウイルス感染症により、

1	主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方は	全額免除
2	主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方は	一部減額または全額免除
◇◇一部減額または全額免除となる具体的な要件◇◇ 世帯の主たる生計維持者について、次の(1)~(3)の条件の全てを満たす必要があります。 (1) 収入の種類(事業収入や給与収入など)ごとに見た「いずれかの収入」が、前年に比べて、10分の3以上減少する見込み (2) 前年の所得の合計額が、1,000万円以下(国民健康保険・後期高齢者医療制度の場合のみ) (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下		

【保険料(税)の減免額の計算】

○上記2の要件を満たし、減免の対象となった場合の減免額は、「減免対象保険料(税)額(A×B/C)」に「減免割合(D)」をかけた金額です。

※「国民健康保険税」・「後期高齢者医療保険料」・「介護保険料」それぞれで算定します。

「減免対象保険料(税)額」(A×B/C)			
	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
A	世帯の被保険者全員について算定した保険税額	同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額	第1号被保険者の保険料額
B	世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額		
C	主たる生計維持者、および世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額	世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	

「世帯の主たる生計維持者の前年合計所得金額に応じた減免割合」(D)

	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
D	300万円以下の場合 : 全部(10分の10) 400万円以下の場合 : 10分の8 550万円以下の場合 : 10分の6 750万円以下の場合 : 10分の4 1,000万円以下の場合 : 10分の2	全部(10分の10)	※210万円以下の場合 : 全部(10分の10) ※210万円を超える場合 : 10分の8

- 主たる生計維持者の事業等の「廃止」や「失業」の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険料(税)の「全額を免除」します。
- 後期高齢者医療保険料については、設定されている納期限によって対象とならない場合があります。

自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類などの詳細については、「**国保年金課**」、「**長寿いきがい課**」に問い合わせください。

- 国保年金課(国民健康保険課税係・高齢者医療係)
☎22-2213 FAX22-2243 メールアドレス: kokuhonenkin@yoshinogawa.i-tokushima.jp
- 長寿いきがい課(介護保険係)
☎22-2264 FAX22-2260 メールアドレス: chouju@yoshinogawa.i-tokushima.jp